平成２９年（フ）第９７号
奈良県大和高田市日之出東本町12番17号
債務者　小西　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
奈良県大和高田市大字築山110番地　ヴィラコート築山205号室
債務者　生島麻須美（旧姓栗本）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８号
徳島県三好市池田町州津西ノ久保356番地３ザ・サニーヴィラ箸蔵203号
債務者　西山　　愛（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第９９号
大分市乙津町６番14号（コーポラス乙津101）
債務者　鈴木　沙紀
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
兵庫県西宮市城ケ堀町５番７―404号、前住所兵庫県西宮市南甲子園１丁目10番23号
債務者　松井　裕美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目33番26―407号
債務者　森重　　昇
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市食満５丁目２番14号　レセーナⅡ201、前住所大阪府池田市五月丘２丁目３番14―605号
債務者　北川　清弘
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２５号
兵庫県尼崎市道意町４丁目37―２　ロジュマン東武庫川206号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市道意町４丁目42番地の12　㈲丸巌内
債務者　花田　英重
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
兵庫県洲本市宇山１丁目３番46号　市営宇山（１）502号、従前の住所兵庫県洲本市物部１―12―13　三和ハイツⅡ　201号
債務者　薗牟田惠子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県淡路市浅野神田85番地２　浅野ウイズ団地302
債務者　朝木眞理子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６号
大分県別府市大字鶴見395番地の１　スカイハイツ松美３階12号室
債務者　染矢　政道
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
福島市野田町６丁目４番74―１号メゾンオーブB102号室
債務者　渡部　友輔
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第５２号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂67番地の１第二パークサイドマンション303号、従前の住所福島県郡山市富久山町福原字境田46番地の２
債務者　髙橋　紀幸
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
福島県郡山市中町２番12号　山ノ井ビル402号
債務者　酒井　正敏
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
山口県下関市彦島迫町４丁目10番40号
債務者　前田　孝之
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係